

令和3年度 第18回 正副会長会

日時：令和4年1月20日（木）
午後3時00分～3時45分
会場：板橋法人会館3階会議室

出	平野、浦田、 森田、長谷川、
席	吉川、坂口

次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○司会進行：浦田総務担当副会長

I. 会長挨拶

II. 議 題

1. 前回正副会長会審議結果概要【資料1】
2. 審議事項
 - (1) 公益社団法人板橋法人会 事務局設置規則の制定について【資料2】
3. 所管事項報告
 - (1) 音楽の絵本実施報告【資料3】
4. 調整事項
 - (1) 正副会長会等審議予定【資料4】
5. 報告事項
 - (1) 執行状況調書（12月末）について【資料5】
 - (2) 会員の状況（東法連報告数値）について【資料6】
6. その他
 - (1) 簡易生命保険団体払込制度の今後について【資料7】
 - (2) 事務局職員の人事の流れ【資料8】
7. 事務局報告
 - ・事業研修用大型モニターの整備

III. 次回日程（※次回以降の会議の開催日時の場合）

会 議 名	日 時	会 場
正副会長会	2月 3日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
正副会長会	2月17日（木）15:00～15:45	法人会館3階会議室
常任理事会	2月17日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室

令和3年度 第17回 正副会長会 審議結果概要

【令和3年12月16日（木）・平野、浦田、森田、長谷川、吉川、坂口】

※前回の正副会長会で了承された「公益社団法人板橋法人会 職員就業規則の改正について」再度詳細な説明を行った。

1. 審議事項等

(1) 新年賀詞交歓会実施要領（案）について

※前回の正副会長会で検討した内容について、詳細を検討した。

※来賓の紹介について、時間的な余裕もあるので、読み上げることに決定。

※主催者及び来賓席には、パーティションを設置する。

※お土産は来賓10名分とし、内容は総務担当副会長と事務局とで検討する。

2. 所管事項報告

(1) 厚生委員会関係

※今年度、バンクシー展の割引チケットを取り扱うことについて、了承した。

3. 調整事項

4. 報告事項

(1) 税をテーマとした川柳コンクールの状況について

※10回目を迎え、コンクールの対象をどうするのかについて、さらに検討を進める。

(2) 会員の状況（東法連報告数値）について

5. その他

(1) 事務局人事案件について【追加】

※今後、事務局の人事案件について、事前に正副会長会に報告するなり相談することとする。

(2) リレープロジェクトについて【追加】

※リレープロジェクトのピックアップのルールについて、公平性を念頭に検討する。

※リレープロジェクトをいつまで行うのかについて、委員会で検討する。

公益社団法人板橋法人会 事務局設置規則の制定について

板橋法人会は、公益法人として国家・社会に貢献する社会的使命を担っており、その活動に必要な具体的な方針や一定の基準を定めるものとして、定款、規約、規程などの規則があります。

そうした規則も、社会経済情勢の変化に対応する必要があり、この度、理事会の承認が必要な規則について、下記のとおり新たに制定することとします。

記

1. 制定する規則

公益社団法人板橋法人会 事務局設置規則【新規制定】

2. 制定理由

公益社団法人板橋法人会の事務局の位置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

3. 規則の概要

- 事務局の位置を定める。
- 事務局の休業日を定める。
- 事務局の営業時間を定める。
- 事務局の臨時休業を定める。

4. 規則案

別紙【資料2-2】

公益社団法人板橋法人会 事務局設置規則【案】

(令和〇年〇月〇日制定)

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人板橋法人会（以下「法人会」という。）定款第 52 条第 4 項の規定に基づき、事務局の位置及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局の位置)

第 2 条 法人会の事務を処理するため、事務局を東京都板橋区氷川町 39 番 2 号板橋法人会館 4 階に設置する。

(休業日)

第 3 条 事務局の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (3) 年末及び年始（12月29日から1月3日まで）
- (4) 前各号に掲げるほか、特に法人会が指定する日

(営業時間)

第 4 条 事務局の営業時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、朝型勤務制度実施期間（7 月 1 日から 8 月 31 日まで）の営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

(臨時休業)

第 5 条 業務の都合又は天災事変その他やむを得ない事由により通常の業務ができない場合は、全日又は一部について休業することがある。

(改廃)

第 6 条 この規則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

社会貢献委員会所管事業 チャリティコンサート 「音楽の絵本」実施報告について

新型コロナウイルス感染報告が減少を見せ、落ち着きつつあった令和3年12月でしたが、感染力が強いといわれるオミクロン株による感染が、世界各国で広がりつつありました。そうした中、会場内の密を避ける対策を万全にし、板橋区立文化会館にて、板橋区共催、板橋区文化・国際交流財団後援の「音楽の絵本」チャリティコンサートを実施することができました。実施実績について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 実施概要

1. 日時 令和3年12月25日（土）午後1時00分 開場
2. 場所 板橋区立文化会館 大ホール
3. 主催 板橋区・公益社団法人板橋法人会 後援 板橋区文化・国際交流財団
4. 事業内容 <第1部> 午後2時00分～ 区長挨拶 坂本 健 様
会長挨拶 平野 慎 治
義援金の引き渡し
<第2部> コンサート 午後2時15分～（約95分）
5. 参加人員 定員 600名（会場定員の半数）
6. チケット代金 全席指定 1,500円（2歳以下で保護者の膝上観覧は無料）
7. チケット購入方法 文化会館窓口・区内販売所・事務局窓口・チケットぴあ
8. 周知方法 板橋区・財団・板橋法人会・チケットぴあ ホームページに掲載。
広報いたばし（9月）・ふれあいに掲載し一般区民へ周知を図る。
板橋区こども家庭部窓口・文化会館窓口へのチラシ設置、ポスター掲示

2. 実施実績（結果）

開場時間の午後1時には、入場で並ぶ列はありませんでした。30分後には、入場の列が少しできましたが、スタッフの手際も良く、すぐに解消しました。休憩時間には、1階ロビーが少し混雑しました。1階お手洗いの利用は入口と出口を一方通行にしたので、入場の列は多少できましたが、男女ともにスムーズでした。終了後の時間差退場については、通常より退場に時間は掛かりますが、物販や握手会がなかったため、長時間密になることは無く、無事終了いたしました。

販売実績 チケット販売実績 578枚（587枚用意）
参加者数 当日来場者数 567名（チケット半券枚数）
従事人数 板橋区4名、事務局7名、財団1名、キョードーファクトリー（委託）10名
計22名
社会貢献委員 1名（当日のお席のご案内をいたしました。）

3. 記録写真

- ・ 入場時



- ・ ロビー（ベビーカー置き場）37台



- ・ 会場内



- ・ 義援金の引渡し



- ・ コンサート



- ・ 退場時



4. 所感

コロナ禍での開催ではありましたが、販売したチケットも完売となり、多くの方に楽しみにしていただいているイベントであると、改めて感じました。

今回は、従事スタッフの健康面への影響も配慮し、イベント運営経験の豊富な事業者へ運営業務の一部を委託いたしました。コロナ感染防止への対応はもちろん、入場から退場まで来場された方が不安になることなく補助していただけました。ウィズコロナ時代を見据えた今後の事業実施のあり方として、委託事業者を利用することは1つの方法だと考えます。

5. その他

令和4年度の「音楽の絵本」チャリティコンサートは、令和4年12月3日（土）を計画しております。どうぞ宜しくお願いいたします。

以上

板橋法人会 正副会長会等 審議予定表

資料4
令和4年1月20日
正副会長会資料

No.	開催日		会議名	主な審議案件		
				事業計画・予算・決算関係	法人会運営関係	規則等・その他
1	令和3年4月8日	(木)	第1回 正副会長会		・総会実施要領の検討	・加入勤奨報奨金支給規程案の検討
2	令和3年5月10日	(月)	第2回 正副会長会		・総会実施要領の決定 ・全体委員会実施要領の検討	・加入勤奨報奨金支給規程案の決定 ・情報機器管理規程案の検討
3	令和3年5月18日	(火)	監査会	・事業報告等の監査 ・計算書類等の監査		
4	令和3年5月21日	(金)	第3回 正副会長会		・通常総会議案書の検討	・情報機器管理規程案の決定
5			第1回 常任理事会		・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会実施要領の検討	・加入勤奨報奨金支給規程の報告
6	令和3年5月25日	(火)	第1回 理事会		・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会実施要領の検討	
7	令和3年6月3日	(木)	第4回 正副会長会		・通常総会運営の検討 ・退任役員の記念品の検討	
8	令和3年6月9日	(水)	第9回 通常総会		・理事、監事の選定	
9			臨時理事会		・会長、副会長、常任理事の選定	
10	令和3年6月15日	(木)	第5回 正副会長会		・顧問相談役等の推薦案の検討 ・各委員会委員の委嘱案の検討	・ブロック編成等規程案の検討 【委嘱状の交付】
11			第2回 常任理事会		・顧問相談役等の推薦案の検討 ・各委員会委員の委嘱案の検討	・ブロック編成等規程案の検討 【委嘱状の交付】
12	令和3年6月29日	(火)	第3回 理事会		・顧問相談役等の推薦案の承認 ・各委員会委員の委嘱案の承認	・ブロック編成等規程の承認
13			全体委員会	・各委員会事業計画書の配付		【委嘱状の交付】
14	令和3年7月1日	(木)	第6回 正副会長会		・正副会長会審議予定 ・職務執行に伴う費用負担の検討	
15	令和3年7月15日	(木)	第7回 正副会長会	・事業の見直し協議	・職務執行に伴う費用負担の検討	
16			第3回 常任理事会		・職務執行に伴う費用負担の検討	
17	令和3年8月3日	(火)	第8回 正副会長会	・事業の見直し協議		
18	令和3年8月19日	(木)	第9回 正副会長会	・事業の見直し協議	・職務執行に伴う費用負担の検討	
19			第4回 常任理事会	・事業の見直し協議		
20	令和3年9月2日	(木)	第10回 正副会長会	・事業の見直し協議	・職務執行に伴う費用負担の検討 ・ブロック長会議の創設の検討	
21	令和3年9月16日	(木)	第11回 正副会長会	・事業の見直し協議	・音楽の絵本について ・ブロック長会議の創設の検討	
22			第4回 理事会	・事業の見直し協議	・ブロック長会議創設の決定	・職務執行に伴う費用負担の運用承認
23	令和3年10月7日	(木)	第12回 正副会長会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討		
24	令和3年10月21日	(木)	第13回 正副会長会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討		
25			第5回 常任理事会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討		
26	令和3年11月4日	(木)	第14回 正副会長会	・次年度事業の基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の提示		
27	令和3年11月18日	(木)	第15回 正副会長会	・事業の見直し協議		
28			第6回 常任理事会	・事業の見直し協議		・次年度事業の基本方針及び主要施策並びに予算編成方針を文書で送付
29	令和3年12月2日	(木)	第16回 正副会長会			・就業規則改正の検討
30	令和3年12月16日	(木)	第17回 正副会長会			・就業規則改正の検討
31			第5回 理事会	次年度事業の基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の提示		・就業規則改正の承認 ・情報交換会中止、土産配付
32	令和4年1月20日	(木)	第18回 正副会長会			・事務局設置規則の検討
33			第7回 常任理事会			・事務局設置規則の検討
34	令和4年2月3日	(木)	第19回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の調整		
35	令和4年2月17日	(木)	第20回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の調整		
36			第8回 常任理事会	・次年度事業計画及び収支予算の調整		
37	令和4年3月3日	(木)	第21回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の調整		
38	令和4年3月17日	(木)	第22回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の決定	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認	
39			第9回 常任理事会	・次年度事業計画及び収支予算の決定	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認	
40	令和4年3月中旬		ブロック長会議		・支部相互の情報共有と意見交換 ・ブロック長の発表（情報提供等）	
41	令和4年3月中旬		会計事務説明会	・支部決算報告についての説明 ・支部次年度予算についての説明		
42	令和4年3月下旬		第6回 理事会	・次年度事業計画及び収支予算の承認	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認	・事務局設置規則の承認

公益社団法人板橋法人会 令和3年度 執行状況調書

【単位：円】

項目		予算額	6月末の状況	9月末の状況	12月末の状況	年度末の状況	備考
収入	経常	会費	34,262,400	31,927,200	32,116,980	32,601,680	
		事業収益	46,662,000	8,545,469	17,258,743	28,143,893	家賃収入、講習会参加費他
		補助金	25,953,600	6,997,600	14,651,600	21,347,600	全法連助成金
		部会費	2,767,000	2,473,000	2,473,000	2,507,000	
		雑収益	2,020,400	136,843	315,583	810,557	広告料、自販機収入
		繰越金	35,933,922	35,933,922	35,933,922	35,933,922	令和2年度執行残
	【経常収入の計】	147,599,322	86,014,034	102,749,828	121,344,652	0	
資産	備品購入費繰入	16,390,000	16,390,000	16,390,000	16,390,000	備品購入引当資産から	
①	【収入の計】	163,989,322	102,404,034	119,139,828	137,734,652	0	
支出	経常	② 公益目的事業会計	69,597,440	8,255,751	16,478,539	26,401,591	
		収益事業等会計	32,941,942	4,100,739	7,146,285	10,673,710	
		法人会計	15,348,034	6,600,524	10,332,815	15,327,512	
		支部・部会会計	0	11,347,875	13,859,875	13,898,675	支部・部会への仮払金
		③ 【経常費用の計】	117,887,416	30,304,889	47,817,514	66,301,488	0
	資産	空調換気設備更新	16,390,000	16,390,000	16,390,000	16,390,000	令和3年6月23日工事完了
		資産積み増し					
④	【支出の計】	134,277,416	46,694,889	64,207,514	82,691,488	0	
⑤	差引残（①-④）	29,711,906	55,709,145	54,932,314	55,043,164	0	
⑥	遊休財産該当資産	5,054,139	5,054,139	5,054,157	5,054,157	0	周年行事引当資産
⑦	遊休財産額（⑤+⑥）	34,766,045	60,763,284	59,986,471	60,097,321	0	

○公益法人の財務基準（公益事業比率）の検証

公益事業比率	59.04%	27.24%	34.46%	39.82%	#DIV/0!	（②公益目的事業会計 / ③経常費用の計）
--------	--------	--------	--------	--------	---------	-----------------------

○公益法人の財務基準（遊休財産額保有制限）の検証

遊休財産額の保有上限額	69,597,440	8,255,751	16,478,539	26,401,591	0	②公益目的事業会計の額
遊休財産額	34,766,045	60,763,284	59,986,471	60,097,321	0	⑦遊休財産の額
保有上限額の超過の有無	34,831,395	△ 52,507,533	△ 43,507,932	△ 33,695,730	0	②-⑦の額 【△は超過状態】

※遊休財産額の対象とならない固定資産及び特定資産を除いて計算している。

令和3年12月末 会員増減報告書

(1)稼動法人数	12,253
(2)前月総会員数 <small>〔賛助・特別・個人会員等含む〕</small>	4,262
(3)増加数	8
(4)減少数	9
(5)差 引	△ 1
(6)当月総会員数 <small>〔賛助・特別・個人会員等含む〕</small>	4,261
(7)加入率	34.8%

(6)における当月会員数の内訳

① 正会員数	3,938
②正会員以外の会員数(法人)	147
③正会員以外の会員数(個人)	176
合計・・・(①+②+③)	4,261

【労働保険事務組合の加入状況】

前月総組合員数	251	
増加数	新規入会	1
	既存会員	1
減少数	0	
当月総組合員数	253	

※業種により1社で複数の事業場を含む。

増加数内訳	① 勸 奨	7
	② 転 入	0
	③ 不明他	1
(3)合計・・・(①+②+③)	8	

(3)における会員種別増加数

①正会員の増加数	3
②正会員以外の会員(法人)の増加数	2
③正会員以外の会員(個人)の増加数	3
合計・・・(①+②+③)	8

減少数内訳	① 転 出	4
	② 休業・廃業 <small>(倒産、吸収合併等による会社消滅も含む)</small>	5
	③ 所在不明	0
	④ 会費未納会員の整理	0
	脱 会	(イ)メリットなし
(ロ)営業不振		0
(ハ)零 細		0
(ニ)不明他		0
小 計	0	
(4)合計・・・(①+②+③+④+⑤)	9	

簡易生命保険団体払込制度の今後について

1. 簡易生命保険の状況

郵便局を通じて行われてきた簡易生命保険は、郵政民営化関連法で簡易生命保険法が廃止されたため、民営化された平成19年10月1日以降は、新規契約の募集は行われていません。

ただし、民営化以前の簡易生命保険契約については、民営化後も有効であり、保険金等の支払いについては、独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下、「機構」という。）に引き継がれ、引き続き郵便局での手続きが可能となっています。

2. 団体払込制度

簡易生命保険の団体払込制度とは、会社などの団体に所属する簡易生命保険契約者15名以上の保険料を、団体代表者が取りまとめ、機構が指定した方法で振込む制度で、払込団体には保険料の団体割引が適用されます。

そして、その割引額は、団体の活動のために活用することが求められています。

なお、団体払込制度の対象となる簡易生命保険契約者は、①板橋法人会会員であること ②保険契約者名が代表者または、会社役員（ただし役員の方は、履歴事項全部証明書が必要）であること ③保険契約が平成19年9月末日までに加入したものであること が要件となっています。

3. 板橋法人会の取組

(1) 団体払込制度の導入

板橋法人会においては、会員サービスの向上と法人会の財政基盤の確立を目指し、昭和48年（1973）から、この簡易生命保険料の団体払込制度を導入しています。

具体的には、団体に対する割引額約6%のうち、3%分を会員が納める保険料を引き下げることで会員にメリットを提供し、残りの約3%を取扱手数料として法人会の会計に繰り入れており、法人会の活動に貢献してきています。

(2) 対象者及び繰入金について

簡易生命保険団体払込制度における対象者及び取扱手数料収入は、かつて法人会の大きな収入源となっていました。が、郵政民営化に伴う構成員の厳格化や新規契約の停止により漸減し、現在では法人会全体で55人（板橋局26人、北局29人）となっています。

【参考】対象者及び繰入金の推移

平成18年度末	1,967人	26,060千円
令和2年度末	68人	556千円

4. 課題

団体払込制度の取り扱いを受ける団体は、機構で管理する簡易生命保険約款「団体取扱いに関する簡易生命保険約款」第3条第2項で、保険契約者が15名以上であることを要件としています。また、同約款第11条で、保険契約者が15人未満になった場合には、保険料の割引が無くなる旨が定められています。

そして、板橋法人会においては、新規契約の停止により対象者が増えない一方で、払い込み完了などによる保険契約者の減少が進み、現段階では、板橋局所管の保険契約者は令和6年11月に15人、北局所管の保険契約者は令和5年3月に15人になる見込みとなっています。しかし、この間にも、保険の解約などの事態が生じ、見込みよりも早くに保険契約者が15人を下回ることも想定されます。

したがって、今後の対応について、早急に対策を準備する必要があります。

5. 今後の対応

(1) 法人会

保険契約者が15人未満となった場合、保険料の割引が無くなり、団体払込制度を続けるメリットが無くなることから、団体払込の取扱を停止します。

また、団体払込の取扱停止の時期については、現在の保険契約者の状況を総合的に勘案して令和4年6月分の払込みまでとし、令和4年6月までに取引停止に係る作業を終わらせ、対象の会員あてに丁寧な説明をしていくこととします。

【取扱停止時期の検討】

現在の保険契約者の状況は、ほぼ毎月のように減少し、令和5年4月には保険契約者が15人未満となる見込みです。しかしながら、昨年は保険解約などのため、当初の見込みより3人ほど早いペースで保険契約者が減少していることから、15人未満となる時期は早まるものと思われます。

こうした状況を踏まえ、団体払込の取扱停止の時期については、保険契約者が15人になる時点でなく、不測の事態に対応すべく、20人を下回る時点を捉えて団体取扱停止の準備を進めることとしています。

(2) 会員（保険契約者）

保険料は、団体取扱停止により団体割引は無くなります。

ただし、保険契約者が口座からの引き落としを行えば、保険料が1.5%の割引が受けられることとなります。その際、郵便局の窓口に出向き、口座振替の手続きをする必要があります。

なお、この手続きについて、法人会で代行できないか確認したところ、制度として対応できないとの回答がありました。

6. 今後の日程（現段階での予定であり、検討状況により変わることがあります。）

No.	時期	項目	内容
1	令和4年1月	方針の決定	正副会長会、常任理事会、総務委員会に報告し了承を得る。
2	令和4年2月	対象者あて通知	取扱停止の方針について、対象の会員に周知する。
3	令和4年3月 ～6月	事務整理	取扱停止に向けて、事務的な整理を進める。
4	令和4年4月	対象者あて通知	団体取扱停止以降の対応について、対象の会員に周知する。
5	令和4年6月	団体払込終了	令和4年6月分の保険料の払込みをもって団体振込終了となる。
6	令和4年7月	団体取扱停止	機構に「廃止通知書」を提出する。

事務局職員の人事の流れ

時 期	正規職員	非常勤職員等	会長、総務担当副会長
4月	①目標による管理【当初申告】 ②昇給可の場合、定期昇給の実施 ③昇給不可の場合、昇給なし	①目標による管理【当初申告】	①定期昇給の決裁 ・業績評価を踏まえて実施
2月			①次年度の人事構想の協議
3月	①目標による管理【最終申告】 ②目標による管理【評価結果の開示】	①目標による管理【最終申告】 ②目標による管理【評価結果の開示】 ③任用更新可の場合、雇用契約の締結 ④任用更新不可の場合、任期満了退職	①目標による管理における業績評価 ・次年度昇給の可否判断 ・任用更新の可否判断 ②雇用契約の決裁
毎月			①給与支給の決裁（総務担当副会長）
6・12月			①賞与支給の決裁（総務担当副会長）